

新町名称募集応募状況

応募期間 平成15年11月25日～平成15年12月24日

応募総数 800通

作品数 376作品(表記のみ)

応募内訳

年代別	白石町	福富町	有明町	合計
0～19才	57	140	13	210
20～39才	49	26	26	101
40～59才	94	30	36	160
60才以上	188	42	86	316
記載なし	4	1	8	13
合計	392	239	169	800

応募数の多かった作品

総合

位	町名	応募数
1	白石町	141
2	杵島町	43
3	歌垣町	31
4	有明町	25
5	しろいし町	24
6	有福町	12
7	新白石町	10
8	肥前白石町	9
9	杵東町	8
10	むつごろう町	7
11	うたがき町	6
12	三和町	5
	稲佐町	5
	きしま町	5
	幸福町	5
	白福有町	5
20	新有明町	5
	新栄町	5
	みのり町	5
	新生町	4
	あゆみ町	4
20	みどり町	4
	江南町	4
	三栄町	4
3	三合町	4

白石町

位	町名	応募数
1	白石町	122
2	歌垣町	21
3	しろいし町	20
4	杵島町	16
5	うたがき町	6
	肥前白石町	6
6	新白石町	6
	江南町	4
8	以下 3点多数	

0～19才

位	町名	応募数
1	白石町	19
2	杵島町	8
3	歌垣町	7
4	しろいし町	4
	有明町	4
4	幸福町	4
	7	以下 3点多数

40～59才

位	町名	応募数
1	白石町	27
2	歌垣町	10
3	杵島町	7
4	しろいし町	5
5	有明町	4
	肥前白石町	4
7	みのり町	3
	有福町	3
9	以下 2点多数	

福富町

位	町名	応募数
1	杵島町	21
2	有福町	8
3	白石町	7
4	有明町	5
	杵東町	5
6	あゆみ町	4
	きしま町	4
	歌垣町	4
9	幸福町	4
10	以下 3点多数	

20～39才

位	町名	応募数
1	白石町	21
2	有明町	7
3	杵島町	5
4	歌垣町	4
5	しろいし町	3
6	むつごろう町	3
7	うたがき町	2
8	以下 1点多数	

60才以上

位	町名	応募数
1	白石町	74
2	杵島町	23
3	しろいし町	11
4	歌垣町	10
5	有明町	9
6	新白石町	8
7	有福町	5
8	以下 4点多数	

有明町

位	町名	応募数
1	有明町	20
2	白石町	12
3	歌垣町	6
	杵島町	6
5	稲佐町	4
	新有明町	4
7	しろいし町	3
	三和町	3
9	肥前白石町	3
10	以下 2点多数	

新町名称募集及び選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白石町、福富町、有明町が合併した場合の新しいまちの名称を公募することにより、新町にふさわしい名称の選定と、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。

(周知の方法)

第2条 新町の名称募集については、協議会だより、ホームページ、3町の広報誌等により周知を行う。

(応募の条件等)

第3条 応募の条件、方法、期間等は次のとおりとする。

- (1) 新町にふさわしい名称であること。現在の3町の名称でも差し支えないが、できる限り3町名以外の新しい名称を公募するものとする。
- (2) 新町名候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前とする。
- (3) 応募資格は、白石・福富・有明3町に居住する者とする。
- (4) 応募には、[新町の名称(ふりがなは、町の読み方まで記載するものとする)]、[提案理由]、[住所]、[氏名(ふりがな)]、[年齢]、[電話番号]を記載するものとする。
- (5) 1応募について1人1点とする。
- (6) 応募は、[官製はがき]、[ファックス]、[電子メール]、[応募用紙(3町役場に備え付け)]とする。
- (7) 応募期間は、平成15年11月25日から平成15年12月24日までの1ヶ月間とする。

(募集結果の公表)

第4条 応募された名称は、白石・福富・有明3町合併協議会ホームページ及び協議会だよりで公表する。

(選定方法)

第5条 選定方法は次のとおりとする。

- (1) 応募多数を前提としないものとする。
- (2) 第1次選定として、応募されたすべての作品の中から、幹事会において5作品程度を選定し、協議会に諮る。
- (3) 協議会において、第1次選定により選定された作品の中から、協議により新町名候補1作品を決定する。協議による選定が困難な場合は、協議会委員全員による投票を行う。

(懸賞等について)

第6条 名称公募にあたって、次のとおり懸賞を設ける。

(1) 記念品の種類・内容等は次のとおりとする。

名付け親大賞 1名 現金5万円

名付け親賞 5名 現金1万円

(2) 名付け親大賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い1名を決定する。抽選は合併協議会の会議の場において公開で行う。

(3) 名付け親賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中で、「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から5名を抽選により決定する。抽選については、「名付け親大賞」の例によるものとする。

(4) 「名付け親大賞」及び「名付け親賞」は、協議会で新しい名称が決定された次回の協議会において抽選し、決定する。

(応募作品の位置づけ)

第7条 応募されたものの中から新町の名称を決定する。応募された作品に関する一切の権利は白石・福富・有明3町合併協議会に帰属するものとする。

(その他)

第8条 その他、新町名称の選定に関し必要な事項については、会長が別に定める。

名称選定のスケジュール

公募期間 平成15年11月25日(火)～12月24日(水)

集計期間 平成15年12月25日(木)～平成16年1月6日(火)

年末年始休暇(12/27～1/4)

第4回幹事会 平成16年1月7日(水)

集計結果報告

第5回協議会 平成16年1月15日(木)

集計結果報告

選定期間 平成16年1月7日(水)～1月26日(月)

この間、各町で協議会委員との検討を踏まえ、幹事会を少なくとも2回開催

第6回協議会 平成16年2月5日(木)

名称候補を提案し、この第6回協議会で決定

新町名称募集及び選定要綱

第1条 この要綱は、新町名称募集及び選定要領第8条（以下「要領」という。）に基づき、新町の名称募集及び選定に関し必要な事項を定めるものとする

第2条 要領第3条第1号にいう「ふさわしい名称」とは、次のものをいう。

- (1) 白石町、福富町、有明町（以下「3町」という。）が、地理的にイメージできる名前
- (2) 3町の特徴を表す名前
- (3) 3町の歴史・文化にちなんだ名前
- (4) 住民の理想・願いのこもった名前
- (5) 全国的にアピールできる名前
- (6) その他新町にふさわしい名前

第3条 要領第3条第3号にいう「居住する者」とは、応募の住所が3町内にある者で、平成15年11月から名称決定までの間、居住した事実のある者とする。

第4条 選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 公募締め切り後、事務局で集計し、集計結果を速やかに幹事会に送付する。
- (2) 現在の町名が公募された場合、次により取り扱うものとする。
新設合併が確認されており、現在の町名を使用した場合、吸収合併されたイメージを与えるため、その選定にあたっては慎重であること。
現在の名称は、新町の名称候補の対象とはするが、それ以外の名称を使用することを基本とし、ふさわしい名称がなかった場合に考慮することとする。
- (3) 幹事会は、速やかに開催し、協議により新町にふさわしい名称を平成16年1月26日までに5作品程度選定する。なお、協議による選定が困難な場合は、幹事全員による投票にて選定する。

第5条 名付け親大賞等の抽選は、次により実施するものとする。

- (1) 名付け親大賞は、会長が抽選するものとする。
- (2) 名付け親賞は、3町の長及び議長（会長を除く。）が抽選するものとする。